			H 1913-13	· () () () () () () () () () () () () ()		:	決定区分 (根拠規定)条例7条						見定	()	条例	7条	ξ		73.24
月整理番号		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開 ;	一部開示	非 不開 存	存否応答拒否	1号	2号	3 号	4 5 号	5 (异	6 元 号 元	7 8 号 月	3 9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	Н	30. 2. 22	H30. 3. 1	平成29年2月3日付28中新管第803号「訴訟代理人の委嘱に ついて」 平成29年2月6日付「承諾書」	18		1				1	1	1						中央卸売市 場新市場整 備部管理課
2	Н	30. 2. 26	H30. 3. 2	29食肉市場大動物棟Cラインけい留所照明器具取替工事 (内訳設計書一式)	4	1													中央卸売市 場新市場食 肉市場管理 課
3	H	30. 1. 16		千客万来施設事業 (6街区) 募集要項等に関する質問書 千客万来施設 (6街区) の整備に関する要望書 豊洲【千客万来】施設に関する確認書 千客万来施設事業について (質問) 豊洲【千客万来】施設に関する要望書 千客万来施設事業に関する要望について 千客万来施設経緯確認及び要望 千客万来施設経緯確認及び要望 千客万来施設事業について (別紙) 千客万来施設事業について	14		1				1	1 1	1	1	1			もにの。 / 第7冬第4号)印影ないにすることにより、偽造笙の初罪な家見にし、小の安全と独立(中央卸売市 場管理部市 場政策課
4	ŀ	130. 3. 8		29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事 (その4) 工事請負契約書 平成29年12月22日付29財契一第2644号「随意契約による工事請負契約の締結について」 (契約番号29-00735)			1				1	1	1					にの。 (第7条第4号) 印影ないにすることにとり、偽進笙の初興な家見にし、いの字会と辞文	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
5	H	30. 3. 16	H30. 3. 23	平成29年11月29日付「7街区地下ピット床面等追加対策工事の入札不調等への対応」 29中新施第382号「起工書 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事 (その4) 29中管財契第507号「契約締結の請求等について 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」 平成29年12月11日付29財契一第2487号「随意契約による工事請負契約の締結について」(契約番号29-70035)	15	1													中央卸売市 場管理部市 場政策課
6	H	30. 3. 16	H30. 3. 23	29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) に係る入札不調後のヒアリング 平成29年12月22日付29財契一第2644号「随意契約による工 事請負契約の締結について」(契約番号29-00735)	19		1				1	1	1					ため)。	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
7	Н	30. 1. 24	H30. 3. 23	築地市場の水産仲卸業者○○が平成26年度、27年度、28年 度にそれぞれ提出した「貸借対照表」「損益計算書」の写 し	6		1					1	/ 3					(第7余弟3号) 法人に関する情報であり、当該事業者の競争上及び事業連営上その他在 会的な地位が損なわれると認められるため。	中央卸売市 場築地市場 水産農産品 課

					決定区分				(村	根拠	規定)条	条例7条				
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開	非開示	有否応答指否	5 1 号	2号	3号	4 5号号	5 6号号	5 7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
8	H30. 3. 1	H30. 3. 29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料(電子メールなど一切の電磁的記録含む)のうち、所管局が保有しているものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有 していないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
9	H30. 3. 1	H30. 3. 29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料(電磁的記録)のうち、所管局が保有しているものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有してい ないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
100	H30. 3. 1	H30. 3. 29	平成29年9月1日の経済・港湾委員会質疑に関し、樋口議員から中央卸売市場に送られたメール及び文書			1					1	1				(第7条第5号) 都議会は言論主義であり、議場(委員会室)での発言が公的見解である。本件文書は、当該都議が委員会での質疑にあたり、質問骨子を具体化していく検討過程の文書である。都庁内外において広く活動する議員との間では、面会のほかに電話や本文を活用して意見交換を行っており、本件文書は、こうした過程の中で、事務事業に関する事際の質問内容と全眼に議員からメールで入手したものである。このため、本件文書は委員会での実際の質問内容と生く同一のものではなく、議員の検討段階の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。(第7条第6号)都議会は言論主義であり、議場(委員会室)での発言が公的見解である。本件文書は、委員会での質疑前に作成された質問骨子案に過ぎず、実際調整・修立ながら同一はない。質問文案は原案作成から議員本人の登壇までの間に随時調整・修立が行われるため、中段階の一案に過ぎない。このため、未確定な情報である本件文書を開示することは、あたかもその内容が事実であると誤解されるおそれがある。また、信頼関係に基づいて質問骨子を提出した名内容が事実事者に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	中央卸売市 場管理部総 務課
11	H30. 3. 1	H30. 3. 29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料(電磁的記録含む)のうち、所管局が保有しているものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有 していないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
12	H30. 3. 1	H30. 3. 29	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日 に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の 質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わ された資料(電磁的記録含む)のうち、所管局が保有して いるものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有 していないため。	中央卸売市 場管理部総 務課
13	H30. 3. 1	H30. 3. 30	経済・港湾委員会速記録第十一号、平成二十九年九月一日 に記録されている、都民ファーストの樋口たかあき議員の 質疑に関して、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされた資料(電磁的記録含む)のうち、所管局が保有して いるものすべて				1									実施機関では、小島敏郎特別顧問と樋口議員との間で交わされたと特定できる文書は保有 していないため。	中央卸売市 場管理部総 務課

						決定区分	•	((根抄	ル規定	È) 🖠	条例:	7条			
甲丨	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	非開示	存否応答拒否	1 2 号	3号	4号-	5 (号	6 7 号 号	8号	9 号	非開示理由等	f管局部課 等

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。